

児童手当に関するお知らせ

所得が上限限度額以上のため、児童手当等の資格が消滅となった方へ

今後のお手続きについて

・この受給資格の消滅処分後に、次の1または2に該当した場合、児童手当等を受給できる可能性があります。

- 1 この処分に係る年度の次年度以降の所得額が、所得上限限度額を下回った場合
- 2 この処分に係る年度の所得額が、所得更正等により所得上限限度額を下回った場合

いずれの場合も、市民税課税通知書等を受け取った日の翌日から15日以内に申請が必要です。非課税となった方は、そのことを知った時点で速やかに裏面に記載の「申請・お問い合わせ窓口」にご連絡ください。

※ 申請が遅れると、遅れた月分の手当を受給できなくなります。

所得上限限度額について

〔イメージ図〕

	①所得制限限度額	②所得上限限度額
令和4年5月分まで	児童手当 (10,000円または15,000円)	特例給付 (5,000円)
令和4年6月分から		特例給付 (5,000円) 支給なし

児童手当の受給者の所得額が下表の②所得上限限度額の所得額以上の場合、手当が支給されません。受給資格の消滅後、所得額が②所得上限限度額を下回った場合、改めて児童手当の申請が必要になりますので、ご注意ください。

	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
扶養親族等の数 (カッコ内は例)				
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

※「児童手当の受給者」は、児童の父または母（あるいは養育者）のうち、生計中心者（所得が高い方）です。

※「収入額の目安」は、収入が給与収入のみの場合です。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額を確認します。

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で、前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限り）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

裏面も必ずご確認ください

よくある質問

Q1 夫婦共働きで今年の1月1日に第1子が生まれました。この場合、所得上限限度額の判定で用いられる扶養親族等の数は何人になりますか？

A1 「扶養親族等」とは所得税法における同一生計配偶者及び扶養親族等のことです。前年12月31日時点の扶養親族等の人数で判定するので、この場合は0人です。

Q2 自分の所得が所得上限限度額以上かどうかはどのように計算すればよいですか？

A2 以下の計算式に所得を当てはめ、算出した審査対象所得と所得上限限度額を比較してください。

$$\text{所得額} - \text{控除額} - 8 \text{万円 (一律控除)} = \text{審査対象所得 (A)}$$

審査対象所得・控除額一覧			
所得額	控除額	8万円(一律控除)	審査対象所得(A)
次の所得の合計 ・総所得 (※1) ・退職所得 ・山林所得 ・土地等に係る事業所得等 ・長期譲渡所得 (土地・建物等) ・短期譲渡所得 (土地・建物等) ・先物取引に係る雑所得等 ・特例適用利子等 ・特例適用配当等 ・条約適用利子等 ・条約適用配当等	次の控除額の合計 ・雑損控除 ・医療費控除 ・小規模企業共済等掛金控除 ・障害者控除 27万円 (特別40万円) ・ひとり親控除 35万円 ・寡婦控除 27万円 ・勤労学生控除 27万円	社会保険料控除及び生命保険料控除に相当する額として一律控除	審査対象所得 < 所得制限限度額 → 児童手当 所得制限限度額 ≤ 審査対象所得 < 所得上限限度額 → 特例給付 審査対象所得 ≥ 所得上限限度額 → 支給対象外

※1 給与所得(※2)、事業所得(営業等所得・農業所得)、利子所得、配当所得、不動産所得、一時所得、雑所得、譲渡所得(土地・建物等以外)の合計額。給与所得又は雑所得等(公的年金等に係るものに限る)を有する場合、その合計額から10万円を控除した金額を用います。

※2 源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄の金額

※3 株式譲渡所得は、総所得に含めません

申請・お問い合わせ窓口

ご不明な点は、お住まいの住所区の下記窓口までお問い合わせください。

担当窓口		住所	代表電話番号
青葉区役所	保育給付課子育て給付係	〒980-8701 青葉区上杉1丁目5-1	022-225-7211
宮城野区役所		〒983-8601 宮城野区五輪2丁目12-35	022-291-2111
若林区役所		〒984-8601 若林区保春院前丁3-1	022-282-1111
太白区役所		〒982-8601 太白区長町南3丁目1-15	022-247-1111
泉区役所		〒981-3189 泉区泉中央2丁目1-1	022-372-3111
宮城総合支所	保健福祉課保育給付係	〒989-3125 青葉区下愛子字観音堂5	022-392-2111
秋保総合支所	保健福祉課福祉係	〒982-0243 太白区秋保町長袋字大原45-1	022-399-2111